

(1) 乗合バスの転落・横転事故

4月9日(土)午前8時25分頃、宮城県の県道において、同県に営業所を置く乗合バスが乗客1名を乗せ運行中、車両直前に飛び出した猫を避けるため、左に急ハンドルを切ったところ、1.5m下の休耕田に転落・横転した。この事故により、乗客1名が軽傷を負った。なお、運転者には、ケガはなかった。

(2) 乗合バスの車両火災事故

4月14日(木)午後6時50分頃、長野県の県道において、同県に営業所を置く乗合バスが乗客2名を乗せ運行中、車体中央下部から出火し、その後消防により鎮火した。当該バスは半焼したが、運転者1名および乗客2名にけがはない。バスに搭載されたバッテリー不具合の可能性のある模様。

(3) 貸切バスの衝突事故

4月11日(月)午後1時30分頃、長崎県の国道において、宮崎県に営業所を置く貸切バスが乗客18名と添乗員1名を乗せて運行中、中央車線を越えてきた対向車の軽自動車と正面衝突した。

この事故により、軽自動車の運転者と乗員、あわせて2名が死亡した。

また、貸切バスの乗客3名が肩を打つなどの軽傷を負った。

(4) 貸切バスの車両火災事故

4月13日(木)午前10時10分頃、奈良県において、三重県に営業所を置く貸切バスが営業所へ向けて回送運行中、トランクルーム内のプラスチックコンテナボックスから出火していることを確認し、運転者により消火した。

この事故によるけが人はいない模様。

(5) 法人タクシーの衝突事故

4月9日(土)午前9時30分頃、静岡県の病院駐車場において、同県に営業所を置く法人タクシーが道路に出るため後退したところ、当該タクシーを降車した乗客と衝突した。

この事故により、降車した乗客が重傷を負った。

(6) 法人タクシーの死傷事故①

4月13日(水)午前2時15分頃、青森県の国道交差点において、同県に営業所を置く法人タクシーが空車で運行中、横断歩道を右方向から横断中の歩行者をはねた。この事故により歩行者が死亡した。

タクシー運転者は青信号で進入したと証言している模様。

(7) 法人タクシーの死傷事故②(健康起因)

4月14日(木)午前9時20分頃、大阪府の府道交差点において、府内に営業

区分にかかる運転経験が十分でない場合には、必要に応じ、当該車種区分の事業用自動車を運転させ、添乗等により安全な運転方法を指導すること。

3 その際、添乗等による指導のほか、参加・体験・実践型の指導及び監督の手法や、自動車安全運転センターや自動車教習所等の外部の専門的機関を積極的に活用するよう努めるとともに、「指導及び監督の実施マニュアル」（平成24年3月発行）を活用し、実効性のある指導・監督を実施すること。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。

→ <http://www.mlit.go.jp/common/001118206.pdf>

◆貸切バスの安全確保の再徹底について

軽井沢スキーバス事故を受け、国土交通省は、全国の地方運輸局等において、貸切バスの出発時における街頭監査を緊急的に実施しているところです。

1月29日現在、全国17カ所で監査を実施し、監査車両96台のうち45台に、法令違反又は法令違反の疑いが確認されています。これらの多くは、乗務員の過労運転防止のための遵守事項のチェックのために定められている運行指示書の記載不備、あるいは車内表示の不備等、いずれも基本的遵守事項であり、事故の再発防止の取り組みが行われている最中にもかかわらず、社会の信頼を揺るがす事態になっていることは誠に遺憾です。

については、これらの法令違反の防止を徹底するため、街頭監査時に確認された違反の多い事項を中心に、事業者が注意すべき事項をとりまとめました。

出庫時には、運行管理者が、別紙を活用した最終確認を必ず行い、法令遵守を確実に履行することにより、輸送の安全確保の徹底に万全を期して下さい。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。

→ <http://www.mlit.go.jp/common/001118207.pdf>

◆貸切バスのシートベルトの着用徹底について

当該事故に関連する報道では、この種の貸切バス等では、乗客がシートベルトを着用していないことが多いとの指摘がなされているところであります。

シートベルトの着用は、衝突時の被害を軽減したり、車外放出の危険性を低くする等、死亡事故防止に効果があり、また、道路交通法（昭和35年法律第105号）において全ての座席においてシートベルトを着用させるよう運転者に義務付けられているところでありますが、今般改めて下記事項について周知・徹底を図って下さい。

記

1 乗客の安全を確保するため、次の事項について徹底すること。

防止するための対策の再徹底を図られたい。

記

1. 定期健康診断による疾病の把握

定期健康診断において、要再検査や要精密検査、要治療の所見がある場合には、当該運転者に医師の診断または治療させ、その結果（医師からの乗務に係る意見）を把握すること。

2. 就業上の措置の決定

上記1における医師からの意見等を勘案し、当該運転者における就業上の措置（業務負担の軽減、業務転換、乗務の継続／中止等の措置）を講じること。乗務の軽減や転換などの措置を行った場合には、当該運転者に対して、医師等による改善指導又は保健指導を受けさせ、健康状態を継続的に把握すること。

3. 乗務前点呼における乗務判断

乗務前の点呼において、事業用自動車の運転者の健康管理マニュアルに定められている判断目安に基づき、運転者が安全に乗務できる健康状態かどうかを判断し、乗務の可否を決定すること。

4. 乗務中の判断・対処

乗務中に、自動車の運転に支障を及ぼすおそれがある一定の病気等に係る前兆や自覚症状等が現れた場合には、運転者は無理に運転を継続せずに、近くの駐車場やサービスエリア・パーキングエリア等にて休憩を取り、速やかに運行管理者等に報告するよう指導すること。

また、実際に体調が悪化した場合、または、急を要する脳・心臓疾患の前兆や自覚症状が現れた場合には、即座に運転を中止し、車両を安全な場所に停車させるなどして安全を確保し、速やかに運行管理者等に報告するよう指導すること。

5. 平時からの健康増進

上記4点のほか、運転者の疾病の発症や健康状態の悪化につながる過労等をできるだけ引き起こさないためには、産業医やヘルスケア機器、各種スクリーニング検査等を活用した健康状態の確認と、働く人それぞれの状況に応じたきめ細やかな労務管理に努められたい。

また、運転者が自主的に疾病・過労を申告し、安心して治療し現場復帰できるような社内環境・雇用環境の整備に努められたい。

上記の内容は、平成28年1月25日付け、国自安第240号により、公益社団法人日本バス協会に対し、事故防止通達として発出しています。



【17. 貸切バスの安全確保の徹底について】

(配信日：H28.1.16)

1月15日(金)午前1時59分頃、長野県北佐久郡軽井沢町の国道18号線において貸切バスが対向車線をはみ出して崖下に転落し、14名が死亡し、27名が負傷するという誠に痛ましい事故が発生しました(15日午後17時現在)。

輸送の安全の確保は、自動車運送事業者の最大の使命であり、このような事故は国民の生命、身体及び財産を害するとともに、運送事業そのものの社会的信頼を大きく失墜させるものであり、誠に遺憾であります。

このため、貸切バスの安全確保の徹底を図り、利用者の信頼回復に万全を期すため、貴会傘下会員に対し安全対策及び事故防止の徹底を図られるよう下記事項について周知徹底を図られたい。

記

1. 運行管理業務を再確認し、安全確保の原点に立った確実な運行管理を実施すること。特に次に掲げる事項を適切に実施すること。
 - (1) 確実に点呼を実施すること
 - (2) 乗務員の健康状態、過労状態の確実な把握に努めること
 - (3) 適切な運行計画を作成し、確実に指示すること
2. 乗車中のシートベルトの使用等、乗客の安全確保を図るための周知事項を再徹底すること。
3. 運行にあたっては、車両の点検整備を確実に実施するとともに、乗務員に対して制限速度の遵守をはじめとした道路交通法等の法令遵守の徹底を図るなど、安全の確保を最優先するよう関係者に徹底すること。

上記の内容は、平成28年1月15日付け、国自安第239号により、公益社団法人日本バス協会に対し、事故防止通達として発出しています。



【18. バスの車両火災事故防止の徹底について】

(配信日：H28.1.8)

バスの車両火災事故の防止については、従来から機会あるごとに注意喚起をしているところですが、平成27年12月28日、東京都内の路上において、貸切バスが停車中に車内の天井付近から出火する火災事故が発生し、また、翌29日には、長崎県内の駐車場において、貸切バスが停車中にバッテリー付近から出火する火災事故が発生しました。

いずれの事故も、幸い負傷者はなく、火災の原因については現在調査中ですが、

動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

